

令和4年度 第6回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年9月2日(金) 午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 (18名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番

2番 伊藤 淑栄

3番 三浦 栄子

4番 鈴木 豊則

5番 伊藤 世智男

6番 佐藤 洋介

7番 清水 司

8番 高橋 郁雄

9番 鈴木 誠孝

10番 目黒 千衣子

11番 三浦 富美男

12番 山本 義則

13番 佐藤 正樹

14番 中田 正一

15番 武田 一雄

16番 加藤 和洋

17番 鈴木 孫城

4. 欠席委員 (1名) 番 鈴木和俊委員

5. 農業委員会業務報告(8月分)

6. 報告事項

報告第8号 農地法第5条の許可について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和 4 年度第 6 回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が 2 件、議事案件が 2 件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

令和 4 年度第 6 回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、お盆前の 8 月 9 日の市町村農業委員会地区別研修会におきましては、お忙しい中ご参加いただき、重ねてお礼申し上げます。

8 月 3 日から降り続いた大雨災害においては、県内でも相当数の被害があったと伺っております。また、本市において被害があった農家に対しては、こころよりお見舞い申し上げます。

また、農作業に関しましては、田んぼの稲もだいぶ色づき、今年もいよいよ水稻の刈り取り時季となり、農繁期に入りますので機械の取扱いには十分気を付けてください。

ありがとうございました。

事務局長

次に、総会の定足数についてであります。現在の出席委員は、19名中19名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に13番の佐藤正樹委員、14番の中田正一委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、8月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

8月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
委員会業務の報告は以上です。

議長

ただ今の報告について、何かありませんか。

(「なし」との声あり。)

次に、報告第8号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第8号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
解約件数は1件です。

事務局

申請番号 1、土地の所在は払戸字六ツ小屋〇番、畑 328 m²、借受人は払戸字渡部のA、貸出人は払戸字渡部のB、解約理由は貸人の都合によるもので、引渡年月日は令和 4 年 8 月 2 日となっております。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

次に、報告第 9 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第 9 号、農地法第 5 条の許可について報告いたします。

令和 4 年 8 月 4 日開催、第 5 回男鹿市農業委員会定例総会において審議されたカーポート等の設置については、令和 4 年 8 月 25 日開催の秋田県農業会議常設審議委員会において許可相当となりましたので報告いたします。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは議事案件の審議に入ります。

議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。
今回は所有権移転が 3 件です。

申請番号 1、土地の所在は払戸字六ツ小屋〇番、畑 328 m²、譲受人は払戸字渡部の A、譲渡人は払戸字渡部の B、受人の経営規模拡大によるものとなっております。

申請番号 2、土地の所在は払戸字六ツ小屋△番他 1 筆、計 2 筆、畑 521 m²、譲受人は払戸字渡部の A、譲渡人は払戸字渡部の C、受人の経営規模拡大によるものとなっております。

申請番号 3、土地の所在は野石字玉ノ池○番○、田 1,531 m²、譲受人は野石字玉ノ池の D、譲渡人は秋田市八橋の E、受人の経営規模拡大によるものとなっております。

以上、3 件の農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明を終わります。

議 長

これまでの説明、議案第 20 号について、何か質問等、ございませんか。

16 番、加藤和洋委員。

16 番

譲渡人が 2 人、北浦の人が所有している経緯を伺います。

事務局

父親の財産を娘 2 人が共有で相続したと伺っております。宅地についての農地で現況は畑状態、保全管理されております。

16 番

わかりました。

議長

ご質問等、他にありませんか。

(「なし」との声あり。)

議長

議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第 21 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 21 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

今回は、所有権移転が 3 件、貸借権設定が 2 件であります。

申請番号 1、土地の所在地は船越字草根○番他 9 筆、計 10 筆、田 9,474 m²、譲受人は船越字内子のA他 1 名、譲渡人は船越字寺後のB、対価は 10a 当 285,000 円となっております。

資金計画は、自己資金対応と伺っております。

議長

申請番号 2、土地の所在地は船越字草根○番他 9 筆、計 10 筆、田 9,474 m²、譲受人は船越字内子のA他 1 名、譲渡人は船越字寺後のB、対価は 10a 当 285,000 円となっております。

資金計画は、自己資金対応と伺っております。

事務局

申請番号 3、土地の所在地は船越字草根○番他 9 筆、計 10 筆、田 9,474 m²、譲受人は船越字内子のA他 1 名、譲渡人は船越字寺後のB、対価は 10a 当 285,000 円となっております。

資金計画は、自己資金対応と伺っております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議長

これまでの所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議長

引き続き、貸借権設定について、事務局から説明をお願いいたします。

議案第 21 号の貸借権設定の案件、2件について、ご説明いたします。

受人が同一であるため、一括して説明申し上げます。

申請番号 1、土地の所在は北浦野村字中谷地○番、田 323 m²、申請番号2、土

地の所在は北浦湯本字大谷地〇番〇、田 1,619 m²、借受人はいずれも農事組合法人 一ノ目瀉ファーム、公益社団法人 秋田県農業公社からの転貸を経ております。

申請番号1の貸渡人は秋田市牛島の A、申請番号2の貸渡人は北浦湯本字高田の B となっております。

貸付の期間は令和4年9月16日から10年間、申請番号1の対価は 10a 当 9,000 円であり、申請番号2は対価無償の使用貸借となっております。

貸借権設定の案件について、説明は以上でございます。

議長

これまでの説明について、何か質問等ございませんか。

番

(委員)

事務局

と伺っております。

番

承知しました。

議 長

ほかに、ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

議案第 21 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

その他についてありませんか。

ないようですので、以上をもちまして令和4年度第 6 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年9月2日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 三 浦 富 美 男

署 名 委 員 山 本 義 則

書 記 鈴 木 俊 市